

核拡散防止条約の問題点

今井 隆吉

科学評論家

ピュリスト

一 この条約の特色

核兵器の不拡散に関する条約（以下通常に従つて核防条約と呼ぶ）は一九六八年七月ワシントン、モスクワ、ロンドンで署名のため開放され、その後これら三ヶ国を含む所定の数の批准書寄託を得て一九七〇年三月に発効した。フランスと中国はこの条約に加盟せず、また加盟の意図を持っていない。一九七五年五月には条約第八条三項の規定により、条約の内容及び運用の実体にかかる再検討会議がジニエーブで開催される手筈となつてゐる。わが国は一九七〇年二月に条約署名はしたが、批准のための手続きが早急に国会においてとられない限り、この再検討会議に出席、発言する権利はない。

核防条約の内容を極く簡単に言えば、非核兵器保有国が今後とも核兵器を取得することを禁止しているのであるが、国

際取決めとしての核防条約の位置づけには幾つかの異なつたアプローチが可能である。

① 現状維持条約

一九六七年一月一日現在をもつて核兵器を保有していた国とそうでない国という二つのカテゴリーに分類し、後者は「核兵器若しくは他の核爆発装置、又はそれらの管理」を「譲渡を受けず、製造、取得せず、及び関連する援助を求め若しくは受けないこと」を約束する（第二条）に対し、核兵器保有国は「核軍備競争をすみやかに停止すること及び核軍備を縮小することに關する効果的な措置について誠実に交渉する」（第六条）だけに止まつてゐる（第六条）だけに止まつてゐる。

③ 近代技術を対象とする条約

原子力平和利用がエネルギー供給の技術として全世界に拡散する事態は不可避だとの認識に立つて、これが軍事目的に転用されるのを防ごうとするのであるから、いきおい条約が規制・管理の対象とするのは核技術そのものであつて、單に技術の実用化の一側面には限られない。一般に一つの技術について平和利用と軍事利用を区別する鍵は技術そのものの中にはなく、どちらかと言うと利用者の意図とそ

れから作り出される成果によって判断する以外ないからである。その上、原子核を破壊してそこから取出したエネルギーを実用化する技術は、全く新しい科学の原理に基づいたもので、二〇世紀後半の巨大科学の組織を通じて初めて実現可能となつたものであり、核兵器や原子力発電の普及を通じてその実用化が先行しているのに比べて、基礎的な技術フィヨローの確立がはるかに遅れているといふ。

④ 検証制度が具体化された条約

核防条約は非核兵器保有国に対して「国際原子力機関との間で締結された協定に従つて保障措置を受諾する」義務を負わせている（第三条一項）。古来軍縮条約では当事国がその義務を忠実に履行していることを検証するための手段が論議の対象になるのが常であるが、この条約のように広汎な規制対象について検証手段を具体的に規定している例は珍しいであろう。条約の性質上この検証は「原子力平和利用の産業全体にわたつて、しかも未だ存在していない筈の核兵器を未然に防

止するため領土内立入り査察をする」形となり、この検証問題は極めて複雑なものとなっている。

(5) 「定義」条項のない条約 たとえば第三条一項をとつてみると「原子エネルギーを平和利用から核兵器又は他の核爆発装置に転用されることを防止する…」といふ表現がある。技術の問題として考へると「原子エネルギー」「核爆発装置」などの用語がこの条約の目的で定義されていないためにカッコ内の文章には幾つも異なる解釈が可能である。定義の欠如に加え、核防条約は多国間条約でありながらその運用の主体ならびに手続きは一切規定されていない。また条約違反に対する制裁の手段は第三条に従つて保障措置協定を締結する国際原子力機関という条約そのものにとつては非当事者である機関に委ねた形になっている。

ところが後述するように国際原子力機関による制裁は現実問題として発動はできない。これら諸点は核防条約の欠陥といふよりも、この条約がいかなる情況の下に作られたか、その性格づけを与える意味のほうが大きいようである。

二 國際政治上の意味づけ

核兵器を近代戦における最終兵器であると認識し、何とかしてこれを入手しようとすると動きと、他国が核兵器を持つこ

とを何とか妨げようという動きは第二次大戦が終了した時点から早速に始まつてゐた。軍備拡張競争と軍備縮小交渉は常に表裏一体であり、国際政治の雰囲気に応じて代る代る舞台に登場するという普遍的な原則に加えて、核の場合はこれが人類の破滅につながる手段であり、人類社会にとって制御し切れないほど巨大な科学技術の破壊力を野放しにしてしまつたのではないかという純粋不安感もかなり働いていたようと思われる。これが特にアメリカの場合は「神の委託を受けた核兵器の管理者」の意識とながつていたようであり、既に一九四五年のトルーマン大統領の言葉の中にそれが見られる。

核兵器の軍縮及び核技術の国際管理の交渉は国連を舞台として一九四六年アメリカのバルーク案並びにそれに対するソ連の反撥などの形で開始されたが、一九六〇年代初めまでの冷戦期間中見るべき進歩を遂げなかつたのは当然であろう。いっぽうでは原子力発電を中心とする平和利用技術が核軍縮に関する米ソ間の行詰まりを開拓する方策の一つとしてとり上げられ、そのための専門機関として国際原子力機関も一九五七年に設立された。同時に平和利用の技術や資材の援助を受ける代償として、相手国或いは国際原子力機関による立入り査察を含む保謐措置を受諾するというバターンも定着す

るようになった。核を含んだ軍縮交渉は主として舞台をジユネーブの一八ヵ国軍縮委員会(ENDC)に移し、ここを中心的に④南極条約(一九五九年)⑤部分核実験禁止条約(一九六三年)⑥宇宙天体条約(一九六七年)などが成立して核軍備の管理が次第に軌道に乗るようになつてきた。⑦及び⑧は南極ならびに宇宙空間に核兵器を設置したり核爆発を行なわないこと、⑨は地下以外の核実験を禁止するもので、いずれも多国間条約の形はとつているものの、実際にそのような能力を持つている米ソ間の合意に他の国々をも巻き込んだものである。特に⑩では技術の進んだ米ソ両国が核実験の主力をそれ以後地下に移して支障なく兵器の開発を続いているのに対し、新たに核兵器を作ろうとする国にとっては致命的な禁止になる点が特に注目される。

一九六〇年代後半になると米ソの実力は核弾頭並びにその運搬手段の質と量に伸びなかつたのは当然であろう。一方、米ソの核対立の主舞台は戦後史を通じてヨーロッパ大陸であり、北大西洋条約諸国(NATO)対ワルシャワ同盟諸国との地上軍の激突に際して核兵器がどんな使われ方をするかが主眼であった。しかし同様実際には両国とも大規模核攻撃の軍事力を本当に備えてはいなかつた時代のものであつたことが今では明らかになつてゐる。

三 核兵器の現実

核の抑止力についてこのようないにその存立を脅かすほどの危機でない限り無用の国際紛争を回避し、局地的な紛争に巻き込まれないようになつたとの意識が強くなつた。いわゆるdétenteの本質がこれであり、また核兵器が通常兵

器とは心理的に別の範囲に属するこことを考へると、第三国に核兵器を持たせないようができるだけ努力をするというは当然の帰結であろう。核兵器保有国の数が増えて局地紛争に核が使われるようなる事態になる、と米ソ軍事力の勢力圏が錯綜する複雑な国際情勢の下では遂に兩超大国の核による対決にまで到る危険なこと、⑨は地下以外の核実験を禁止するもので、いずれも多国間条約の形はとつたのはこのような事情からきている。

その後、柔軟反応(Flexible Response)

理論の時代を経過して米ソ両国の核戦力は明らかに過剰 (Over Kill) であり且つ均衡する状態に入ってきた。現在アメリカの核戦力は一〇五四発の ICBM (大陸間弾道弾) と四隻の原子力潜水艦が水中から発射する六五六発の SLB M、四三七機の B52 長距離爆撃機を中心に、戦略及び戦術核兵器は数万発に及ぶと言われる。ソ連は一五七五発の ICB M、七二〇発の SLBM、一四〇機の長距離爆撃機の他に六〇〇発の中距離弾道弾をヨーロッパと極東に配備し、核弾頭の数と種類においてアメリカに劣らぬものを持っている。両国の核兵器にはいわゆる多重核弾頭 (MIRV) からキロトン以下の小型核兵器に到るまでが含まれ、ミサイルもより大型でより長距離を飛ぶものから相手のレーダー監視網をくぐり抜ける超低空侵入用のものまで急ピッチで技術開発が進められ、更にこれら全体をバックアップする体系として人工衛星による監視網、地平線よりも先を見通す OHLER-DA、多数の侵入ミサイルに対応する PARLEADER など近代技術の粹を集めた軍事システムができ上っている。装備としても或いは技術水準から言つても他のいかなる国をも完全に引離している。

論は複雑精緻の度を加えるようになつた。ここでその詳細に立てる暇はないが、核防条約の評価に関連する幾つかの点を簡単にとり上げてみよう。①核の傘亡に繋がるかも知れない核戦争に到る引金を、単に同盟国が危機に瀕したとの理由だけで米ソが引くかどうかは疑わしい。核防条約が論議された一九六八年の国連総会で非核兵器保有国が核による全保障の約束を求めるのに対して米ソ両国は遂に国連憲章の義務以上のコミットメントを拒否したことが例として挙げられる。(回局地核戦争の可能性の増大。米ソが自国の核戦力を容易に使えないとする) 他の国が核武装をして、米ソの手は大規模のものとなり、それだけに「使えない兵器」として政治的価値のはうが規模に近づけば当然必要とされる核武装の及ぼすところを局地戦を始める可能性がかかる。これが「神の委託を受けた核の管理者である」と、他の国が核武装をして、米ソの手は大規模のものとなり、それだけに「使えない兵器」として政治的価値のはうが規模に近づけば当然必要とされる核武装の及ぼすところを局地戦を始める可能性がかかる。これが「神の委託を受けた核の管理者である」というメンタリティからすると、それは甚だ危険な状態である。(回米ソ核戦力の相互抑制。両者の核が実質的均衡に到達し、第三国への追随を許さぬことが明らかになった以上、量的或いは質的に核軍備競争のエスカレーションを継続することはある意味がない。戦略兵器制限交渉 (SALT) として一九六九年以來統けられている話合いはこのような思考に基づくものであり、従って軍備拡大に意された天井を設定することが目的であつて行く過程で、いわゆる核戦略の理

論は複雑精緻の度を加えるようになつた。ここでその詳細に立てる暇はないが、核防条約の評価に関連する幾つかの点を簡単にとり上げてみよう。①核の傘

論は複雑精緻の度を加えるようになつた。ここでその詳細に立てる暇はないが、核防条約の評価に関連する幾つかの点を簡単にとり上げてみよう。①核の傘

論は複雑精緻の度を加えるようになつた。ここでその詳細に立てる暇はないが、核防条約の評価に関連する幾つかの点を簡単にとり上げてみよう。①核の傘

とえば高速増殖炉の開発に当つてその安全性を研究するために、制御が不十分で局部的核爆発に到り得るような実験装置を作つてはいけないのであろうか。これについては条約の当初から、何となしに

「あれは構わない」という合意が成り立つているようである。最近の技術進歩のおかげでレーザー光線を使って核融合を行なわれている。重水素トリチウムを混ぜ合わせた燃料に強力なレーザー光線を浴びると爆発現象 (インブロージョン)

おこせる実験がアメリカでは盛んに行

なわれている。

核兵器保有国はこの方式による核融合の

研究をしてはいけないのであろうか。ま

た、良いか悪いかをどのような手続

きに

よつて誰が決定するのであろうか。そ

の

実験に着手したらば、核防条約の違反に

なるのであろうか。

四 近代技術の管理、規制

地下深く核爆発を起こさせて低品位の天然ガスを回収する実験がアメリカで何回か行なわれた。今までのところ成績はあまり良好でないが、エネルギー危機で国産燃料促進の声がかかる最近再び見直されている。同じく核爆発を利用して等から概念的にはつきりしているとして「核爆発装置」はそうはいかない。たが熱心である。これらの技術は明らかに

1975.2.1 (No.580)

核防条約の禁止対象であり、特に第五条を設けて、核爆発平和利用技術の成果は無差別に且つできるだけ低コストで提供される旨を規定している。つまり技術そのものは取得させないが、技術の恩恵は与えようという取決めである。もしレーザー核融合が核防条約の禁止対象であることが何らかの手段で認定されたならば、同じような形で処理されることになるだろう。

潜在的に大きな民生上の価値を持つ技術について、それが兵器技術につながるからという理由で一部の国には保有を認め他には認めないと、いうことが果して公正であるかどうかは、条約成立の当時も大いに議論され、今日でもこの論議は続いている。ただ核防条約そのものを否定するのでない限り、この命題に対する一般的回答をひき出すことは困難で、今のところ不満足ながら第五条の方式が受け入れられている。

むしろ関連する問題としてあるのは核防条約が核兵器の製造取得を禁じているが、その研究開発は禁じていない点である。これは科学の研究と技術の開発の本質に基づく命題であって、いかなる形にせよ研究開発の自由を封じることは国際条約に許される権能ではないとの認識からきている。一つの研究開発活動が最終的にいかなる製品と結びつくかは往々にして研究者自身にもわからないことであ

る。具体的には、特定目的の研究開発を禁止することは研究者の意図を外部から主観的に判定する仕事になり実行不可能である。ただしこの結果として国際査察員が明らかに核兵器開発活動と見做される事態に遭遇しても、製品である兵器が発見されない限りは条約違反にはならぬという奇妙な結果が起り得る。

第四条では平和目的の原子力研究、生産及び使用の自由を確認すると共に、同じ目的による科学技術情報の交換を促進する権利について述べている。現在ところ、例えばウラン濃縮の技術のように兵器技術との関連で国家機密として取扱われている分野がある。濃縮ウランは原子力発電の重要な燃料であり、わが国は第四条を理由にこの技術の自由化をアメリカ等に迫っている。今のところ未だ成績は得てないが、次第に各方面にわが国の主張に同調する意見が増えている。

五 検証手段の問題

第三条が書かれた当座、国際原子力機関には制度上も技術的にも核兵器の生産を監視する理想的な「査察」ないし「保障措置制度」が存在するとの前提があつたようと思われる。また既にユーラトム六ヵ国は固有の保障措置制度を持っており、実際にはその適用によって十分に義務が遂行できるとの暗黙の了解があつたようである。核防第三条はこれらの人前提の下に書かれており、そのために実際にこの条項を運用するに当つて幾多の混乱が発生した。核防条約が「政治上の」目的として掲げた核兵器ならびに核爆発装置の禁止義務の遂行を検証する「技術的」手段が既に存在すると考えたこと自体が大きな認識違いであったわけである。

一九六八年当初に米ソ共同草案が提出された時は第三条の査察条項は空欄となっていた。主な論点は検証受諾義務が非三国にも及ぶのかということであった。条約の本旨から見て既に核兵器を保有する国に査察を及ぼすことは無意味だといふ連の主張が通ったのであるが、核防

条約が成立するに到つた経緯からすると何らかの形でソ連領土内に立入り査察を受諾せようとするアメリカの努力は強烈なものがあった。査察の受諾が原子力施設を国際査察適用のために自発的に開放する旨を声明している。実際問題としては国際原子力機関の財政面での原子力施設を国際査察適用のために自発的に開放する旨を声明している。実際問題としては国際原子力機関の財政面での制约のゆえに、米英の原子力施設のごく一部が査察を受けることになりそうである。

第三条が書かれた当座、国際原子力機関には制度上も技術的にも核兵器の生産を監視する理想的な「査察」ないし「保障措置制度」が存在するとの前提が、全重点をかけることは妥当でない。特に原子力施設では放射線安全に関する国内規制が優先することが多く、査察員の立入り拒否が起り得る。④所定目的以外に単に紛失したのかを保障措置制度が客観的に決定する手段はない。⑤立入り査察は保障措置の一手段に過ぎず、これに何らかの形でソ連領土内に立入り査察を受諾せようとするアメリカの努力は強烈なものがあった。査察の受諾が原子力施設を国際査察適用のために自発的に開放する旨を声明している。実際問題としては国際原子力機関の財政面での制约のゆえに、米英の原子力施設のごく一部が査察を受けることになりそうである。

第三条が書かれた当座、国際原子力機関には制度上も技術的にも核兵器の生産を監視する理想的な「査察」ないし「保障措置制度」が存在するとの前提が、全重点をかけることは妥当でない。特に原子力施設では放射線安全に関する国内規制が優先することが多く、査察員の立入り拒否が起り得る。④所定目的以外に単に紛失したのかを保障措置制度が客観的に決定する手段はない。⑤立入り査察は保障措置の一手段に過ぎず、これに何らかの形でソ連領土内に立入り査察を受諾せようとするアメリカの努力は強烈なものがあった。査察の受諾が原子力施設を国際査察適用のために自発的に開放する旨を声明している。実際問題としては国際原子力機関の財政面での制约のゆえに、米英の原子力施設のごく一部が査察を受けることになりそうである。

第三条が書かれた当座、国際原子力機関には制度上も技術的にも核兵器の生産を監視する理想的な「査察」ないし「保障措置制度」が存在するとの前提が、全重点をかけることは妥当でない。特に原子力施設では放射線安全に関する国内規制が優先することが多く、査察員の立入り拒否が起り得る。④所定目的以外に単に紛失したのかを保障措置制度が客観的に決定する手段はない。⑤立入り査察は保障措置の一手段に過ぎず、これに何らかの形でソ連領土内に立入り査察を受諾せようとするアメリカの努力は強烈なものがあった。査察の受諾が原子力施設を国際査察適用のために自発的に開放する旨を声明している。実際問題としては国際原子力機関の財政面での制约のゆえに、米英の原子力施設のごく一部が査察を受けることになりそうである。

防衛条約の違反に飛びつくかどうかさえ疑問である。また平和利用原子力産業の規制が今後増大を続けるにつれて年々相当数の原爆に対応する核物質の所在が不明になる事態は避けがたい。結局のところ、保障措置制度が技術的に達成できることは、一つの国の原子力産業の中に核兵器を指向すると考えられる活動がどの程度含まれているかを印象として把握するに尽きるようである。そのような把握の結果いかなる措置をとるべきかは飽くまでも政治的判断である。第三章でも触れたように、核防衛条約が禁止の対象とするものが一発の原爆が持つ軍事的価値なのか、大規模核戦力の持つ政治的影響力であるのかは対象国によって異なるのが当然であり、その判断を技術に求めるところは到底無理であろう。国際原子力機関が保障措置制度を一律に適用しようとしてユーラトム諸国との間にかなり無理の多い協定を結んでしまったことに対しても今になって反省の色が濃くなっている。検証制度の考え方のこのよくな変遷は今後生物化学兵器の禁止条約等にも適用される可能性が強い。

しも条約そのものの価値を減じることにはならない。むしろこの条約が作られるに到った背景がかなり複雑であり、条約に盛り込まれた内容が核兵器の国際政治と同時に近代の巨大技術の代表例である原子力そのものを用途と目的に従って管理規制するという極めて野心的なものであるところから発生している。条約起草者たちの一九六八年当時における認識から、再検討会議が開かれる一九七五年までの間には背景となる政治、軍事、技術のそれぞれに大きな変化が現われているのも事実である。それだからこそ、五年目ごとの再検討会議の規定が必要であり、これによつて条約の有効な運用が期待できるのだとも言える。

席の権利を失う唯一の主要国となるうとしているのは、核の国際政治の現実の上で身を出して行く主役の一人としての自己認識を持たぬからであり、いわゆるアレルギーのゆえに現実世界の核問題を見つめることを拒否している結果だと、言うことができる。現状維持の不平等約はヨーロッパ外交史に多くの例を見どころであり、そのような条約はその時点での必要を満して後は決して万古不滅のものでないことは歴史の証明する通である。核防衛条約についても、技術進歩の情況、国際政治の変化等に鑑みてその有効寿命は二〇年程度であろうと当初から言われていた。その二〇年の間に日本にとって真の核保有のオプションは存しそうもないことを考へると、わが国としてはフランス、中国、インド等と並んで核防拒否のグループに属するよりもむしろ核防の体制の中で米ソに対しても軍縮の実行を迫る主導権を取るほうが見ても、米ソが今のSALT程度の提案を繰り返して行く方法はいくらで考えられる。わが国の安全保障を重事から考えればそのような形で世界の核力を削減する努力が必要であり、また

六 再検討会議とわが国の立場

柱折れ防止条約が今まで述べてきた如く多くの問題点を含み、その解決に完全に成功はしていないという事実は必ず

の点は既に本文中で指摘したように「ないものねだり」に近いと言えるであろう。

条の義務を忠実に実行するよう具体的な提案を繰り返して行く方法はいくらで考えられる。わが国の安全保障を重事から考えればそのような形で世界の核力を削減する努力が必要であり、また

（いまい・りゅうきち）

矢田部厚彦・核兵器不拡散条約論（一九七

卷之三

一を左に掲げておく。

参考書籍一覧

卷之二

事項の論議と解説が十分できたとは思え

細数の都合で
核防条約ならひに關連

武文の部 佐治 桂月

が有利だとは決して考えられない。

西洋の歴史

此種市場の勢力をとり続けること

ることが有効である。そのためには核

該武裝の可能性を自己公式に否定して見

卷之三

石油等の資源供給国に向つて日本

ルギー資源の入手確保のためには、ウ